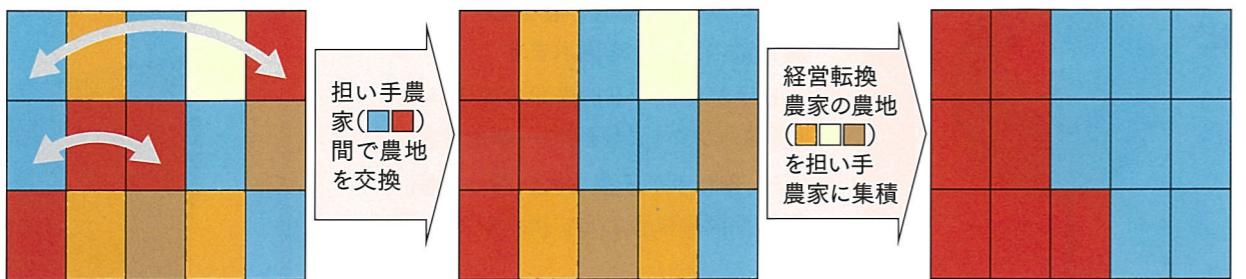


「農地バンクくまもと」を活用して 農地の集積・集約化に結び付けましょう

農地の集積及び集約化

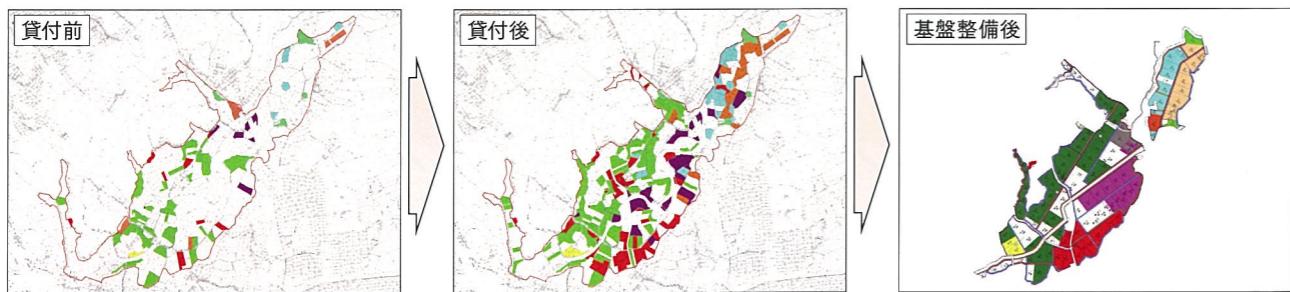
○ 地域の扱い手間での農地の交換による集約化。

さらに、経営転換農家の農地を扱い手に集積することで、経営の低コスト化を図る。



基盤整備事業との一体的な取り組み

○ 基盤整備事業受益地内の農地を「農地バンクくまもと」が一括して借受け、地域の扱い手等に配分。



活用事例: 荒尾市川登地区



農用地等の貸付決定ルール

- 1 農地の出し手の意向に沿って貸付先を決定できる場合
 - ①これまでの利用者がその農地を継続して利用する場合
 - ②借入地を交換してまとまりある農地にする場合
 - ③構成員がその所属する集落営農組合に利用させる場合
 - ④地域全体の農地利用計画が策定されている場合
- 2 上記以外での貸付先の決定
 - ①隣接の農地で農業を行っている扱い手を優先
 - ②経営農地との距離、人・農地プランの内容等を勘案

お問い合わせ

公益財団法人 熊本県農業公社[農地バンクくまもと]

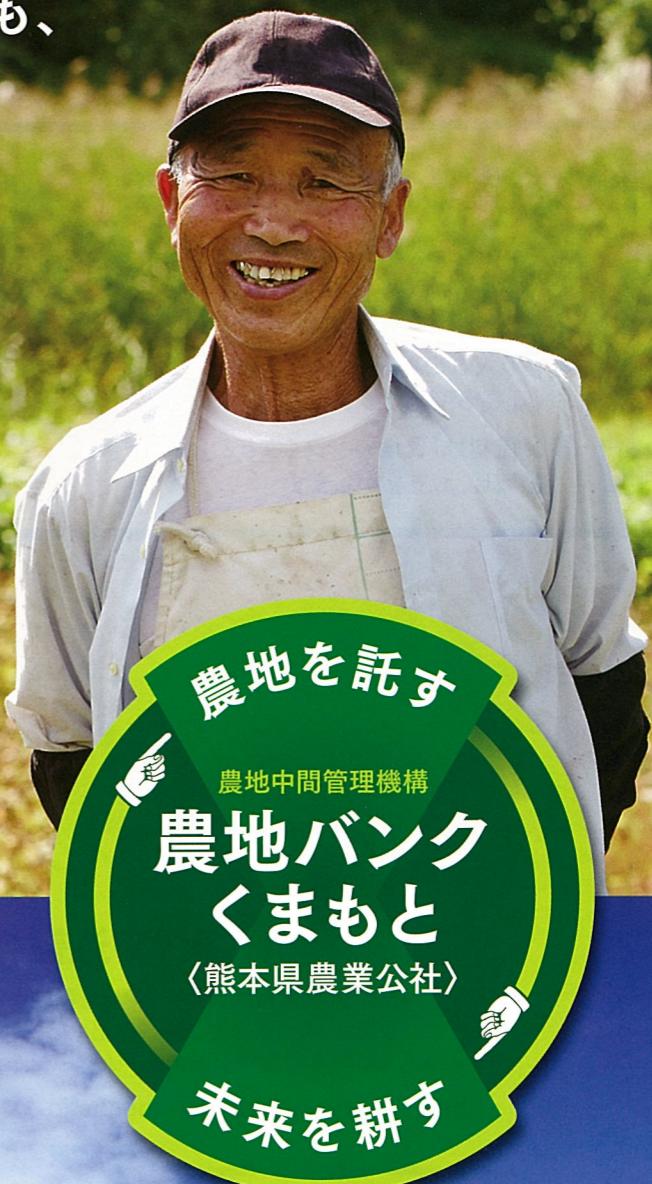
〒862-8570 熊本中央区水前寺6-18-1 熊本県庁本館10階

tel. 096-213-1234

または、最寄りの市町村、農業委員会、
JA、熊本県地域振興局まで

農地バンクくまもと 検索
www.kumamoto-kousha.or.jp

耕されていない農地も、
耕すことが
困難になった農地も、
未来の財産です。





農地の貸し借りを円滑に行うため、熊本県農業公社が公的な立場でサポートします。

「農地バンクくまもと」は、農地を貸したい方(出し手)と、農地を借りたい方(受け手)の間にあって、農地の貸し付け、借り入れの相談や、受け手の募集、賃借料の徴収・支払いなどを行います。



農地を貸したい方【出し手】

- メリット
- ① お預かりした農地は、受け手が耕作できなくなった場合でも、「農地バンクくまもと」が管理し、次の受け手を探します(最長2年間)
 - ② 借り入れの期間終了後は、農地をお返しします(延長も可能です)
 - ③ 賃借料は「農地バンクくまもと」が受け手から徴収し、お支払いします



〈農地中間管理機構・熊本県農業公社〉

市町村、農業委員会、JA、
熊本県地域振興局などと
連携・協力してサポートします

農地を借りたい方【受け手】

- メリット
- ① まとまりのある農地を借り受けて、農作業の効率化を図れます
 - ② 出し手が複数でも賃借料の支払いは「農地バンクくまもと」に一本化できます
 - ③ 万一、出し手が子供の代に移っても、契約期間中は変わらず耕作ができます



● 熊本県知事がトップを務める熊本県農業公社が運営します ● 賃借料の徴収・支払いや、面倒な手続き関係は、当機構が行います

農地を貸したい方 [出し手]



① 貸付申込書の提出

所定の「農用地等貸付申込書」を農地が所在する市町村役場、またはJAの担当窓口にご提出ください。申込書は受付窓口、もしくは熊本県農業公社のホームページからダウンロードできます。

<http://www.kumamoto-kousha.jp> 農地バンクくまもと 検索

② 申し込み内容の確認

申込書に記載された農地が、農業振興地域内であるか、再生不能な遊休農地でないか等を確認します。

③ 借入候補地として登録

確認された農地は、借入候補地として登録します。

マッチング

農用地等の貸付先決定ルール(裏面参照)に基づき、農地と借受希望者を結び付けます。

④ 農地の借り入れ

マッチングされた農地は、諸手続きを行い、「農地バンクくまもと」が借り入れます。借入期間は原則10年以上(5年まで短縮可)となります。

農地を借りたい方 [受け手]



① 借受申出書の提出

所定の「農用地等借受申出書」を市町村、JA、または「農地バンクくまもと」にご提出ください。記入の際は、希望する地区を明記ください。申出書は受付窓口、もしくは熊本県農業公社のホームページからダウンロードできます。

<http://www.kumamoto-kousha.jp> 農地バンクくまもと 検索

② 氏名・応募内容の公表

1ヶ月ごとに応募いただいた方の氏名、応募内容を当機構ホームページで公表します。農地を借り受けるためには、氏名などが公表されることが必要です。

③ 借受希望者として登録

公表された方を、借受希望者として登録します。

④ 農地の貸し付け

マッチングされた農地は、諸手続きを行い、「農地バンクくまもと」を通して貸し付けられます。貸付期間は原則5年以上となります。